

2011年度 北京大学短期協定留学募集要項 北京大学(中華人民共和国)

〔募集説明会〕

10月20日(木) & 26日(水) 12:15~13:00 @1-212

応募期間 : 2011年11月7日(月) ~11月11日(金)

旅行期間 : 2012年2月26日(日) ~3月25日(日)【予定】



この度、皆様に北京大学短期協定留学のご案内を申し上げるにあたり、代表者として 成蹊大学 国際教育センター と協議の上、次頁の通り研修企画を立案致しました。

受注型企画旅行契約(団体・グループ契約)は本パンフレットに記載した条件により、団体の構成員の当該契約に関する一切の権限を有しているお客様の代表者を契約責任者として締結する旅行契約で、今後の旅行のやりとりや取引についても弊社と代表者の間で行うこととなります(詳細は別紙参照。なお本書面に記載のない事項については弊社旅行業約款(受注型企画旅行契約)によります)。以下の日程・条件等をご検討の上、ご参加の場合、国際教育センターに必要書類を期日までにご提出ください。

旅行企画・実施 / (株)毎日エデュケーション
企画・申込 / 成蹊大学 国際教育センター

北京大学とは？

北京大学は、北京市西北部の文教地区である海淀区に位置し、1898年創立です。もとの名称を京師大学堂といい、1912年に北京大学に改名し、2000年に北京医科大学と合併して、また一段と規模の大きな大学となりました。人文学部、社会科学学部、理学部、情報工学学部、医学部の5つの学部並びに修士・博士の各コースが揃っており、2007年10月の時点での在学生総数は実に3万人を超えています。また多くの研究所なども集まったアカデミックな大学です。留学生の受け入れも活発に行っており、現在80カ国から長期・短期合わせて4000余名もの留学生が本学にて学んでいます。北京大学は中国最高レベルの高等学府であり、様々な分野における多くの優秀な人材を多く輩出しています。積極的に国際交流と国際協力を展開し、これまでに50近くの国と地域にある200余りの大学と交流関係を結び、本学の教師を数多く外国に派遣して研究や研修及び講義を行うと同時に、多くの外国人専門家を招き、本学にて研究・研修と講義のチャンスを与えています。近年は改革・開放政策の実施に伴い、本学で学ぶことを希望する留学生も増加の傾向にあります。本学はより多くの留学生の要望に応えるため、新たに漢言語文学・歴史文化・哲学及び伝統文化・国際関係などの分野において外国人短期研修クラスを設けています。

広大な敷地を有するキャンパスは燕園と呼ばれ、伝統的な建築様式と近代的な建物が調和しながら混在しています。「未名湖」と呼ばれる湖は美しい景色として知られ、学生達の憩いの場となっています。大学周辺には、清朝の離宮であった頤和園や圓明園（大学の一部は圓明園の一部でした）、清華大学があります。また、地下鉄4号線が開通し「北京大学東門駅」から市内に行くことができます。

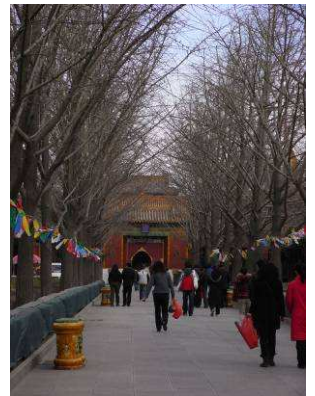
プログラムの概要

成蹊大学は、北京大学への留学プログラムを1994年に開始し、日本国内の大学の中でも早い時期から北京大学へ学生を派遣しています。本プログラムは北京大学国際合作部提供の語学研修プログラムに参加し、主に「中国語研修」を通じて、中国語の語学力の向上、中華人民共和国の歴史や文化、経済への理解を深めることを目的としています。

午前中は語学力に応じたクラスに分かれ、中国語の授業を受講します。午後や週末は万里の長城・天安門広場・故宮博物院・盧溝橋及び抗日戦争記念館などの参観、雑技・京劇の鑑賞、家庭訪問、現地企業の訪問、北京大学教授陣による文化講座を取り入れるなどプログラム内容に工夫がされています。また、北京大学生との学生交流会や少数数の中国語会話のための補習時間が確保されているため、現地学生との交流をはかることも可能です。また、オプションにより、北京近郊の都市へのツアーも企画されています。

宿舎は、キャンパス内の勺園大樓を利用しますので、通学、生活にとっても便利です。食事は勺園大樓の留学生食堂のほか、学内の学生食堂やコーヒーショップ、韓国料理、中国料理のレストランが幾つかあります。また、宿舎の近くには両替の出来る銀行やスーパーマーケットがあり大変便利です。

この機会に、悠久の歴史を持つ中国を実感して下さい。



北京大学キャンパス内 未名湖



北京大学 図書館

参加者の声

- ・10日くらいで耳が慣れ、語彙力のかかなりの増加が実感できました。また、同じくらいのレベルの人たちと一緒に授業を受けるので、自分にあった進度で無理なく勉強することができたと思います。
- ・チューターと一緒に行動する際にファッションや流行語等を教えてもらいながら、中国語会話を楽しみました。
- ・中国語を習う上で一番難しく思うのは発音ですが、この短期留学を通してだいぶ改善されました。
- ・盧溝橋や故宮など北京にある文化遺産を回ることができたので非常に良かった。万里の長城からの景色を見て中国の長い歴史と雄大さを肌で感じる事ができた。

2011年度 北京大学短期協定留学 実施概要（受注型企画旅行）

期 間：【予定】2012年 2月26日(日)～ 3月25日(日) [28泊29日]

発着地：成田国際空港 出発／成田国際空港 帰着

実施大学：北京大学[受入機関：国際合作部 留学生事務室]

研修内容：中国語研修4週間（次頁参照）

利用運送機関：《国際線》中国国際航空または全日空（直行便／エコノミクス御利用）

《現地空港送迎、日程表記載の北京市内見学》北京大学 専用バス

利用宿泊機関：[2人一部屋]北京大学 勺園大樓9号楼または6号楼、8号楼〈学内宿舎〉

（部屋設備：シャワー・トイレ、エアコン、テレビ、電話、机、ベット等）

食 事：日程表記載の食事以外は含まれておりません。各自でご用意ください。

観 光：日程表参照

現地サポートスタッフ：添乗員は同行しません。現地事情に通じ、日本語・中国語ともにできる当社北京大学担当現地アドバイザー1名が、研修期間中、同宿して当社の他のお客様と一緒にサポートを致します。

最少催行人員：15名（当社募集の北京大学コース合計人数）＊催行決定の場合、成蹊大学生1名様より参加可能

研修費用：約257,060円

（内訳）旅行代金：お一人様 230,000円

中国出国税90円=約1,200円、成田国際空港施設使用料2,540円（施設使用料2,040円+保安サービス料500円）

渡航手続き料6,300円（税込）、中国ビザ申請実費3,000円（外国籍の方は4,000円）、

海外旅行保険（東京海上日動 セットプラン B2=13,290円・旅行変更費用担保特約 約20万円=730円）

※上記費用は、2011年10月11日現在の運賃・料金及び上記最少催行人員で算出しています。今後、利用機関の運賃・料金が改定された場合及び参加人員の変動があった場合には、旅行代金の増減は参加者の皆様に帰属します。

※中国出国税（90円）の日本円換算額は、ご出発の35日前に確定させていただき、それ以降の為替変動による追加徴収、返金は致しません。燃油サーチャージ（2011年10-11月期 9,000円）は旅行代金に含まれていますが、2012年2月の費用は未確定です。確定後、その差額を追加徴収または返金をいたします。予めご了承ください。

★研修費用に含まれるもの

- 手配料
- 国際線航空運賃、航空特別保険料、燃油サーチャージ
- 日程表記載の北京大学研修関係費用
 - 【登録費、学費（教材費・空港送迎・市内見学・歓迎招待会・全体学生交流会・文化講座含む）、宿舎費、補講、企業訪問、家庭訪問、万里の長城昼食代】
- 国際線における一人当たり20Kgまでの手荷物運搬費
- 現地同行アドバイザー経費の一部
- 上記記載の空港税類等、海外旅行保険料（B2プラン）・旅行変更費用担保特約（20万円）

★研修費用に含まれないものの例

- 原則として左記以外のもの。その一部を例示します。
- 日本国内の自宅と成田国際空港間の交通費、荷物の運搬費、前後泊の宿泊費
 - 個人的用途の費用の全て（電話代、日程表に記載された以外の飲食費、交通費、チップなど）
 - 北京大学が実施するワフショルツァー（天津・大同）、課外講座（太極拳：12回 約180円）参加希望の場合は、その費用
 - 航空機の超過手荷物料金（超過料金が発生する場合）
 - 旅券取得費（5年用：11,000円、10年用：16,000円）
 - 海外旅行保険金額アップの場合、保険料の追加料金、旅行中の医療費及びそれに付随する費用

※その他、上記に記載ないものは「受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面」、「旅行業約款（受注型企画旅行契約）」に基づきます。

海外旅行保険のご加入が義務付けられています

上記海外旅行保険料は、東京海上日動火災保険のセットプランB2です。保険内容は下記の通りです。

- A. 傷害死亡、傷害後遺障害=各1,000万円
 - B. 治療・救援費用=3,000万円
 - C. 応急治療・救援費用=300万円
 - D. 疾病死亡=1,000万円 E. 賠償責任=1億円
 - F. 携行品損害=10万円 G. 偶然事故対応費用=5万円
- です。保険金額のアップを希望の場合は、右記保険料となります。

（下表保険金額A～Gは上記A～G参照／単位：円）

タイプ	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6	
保 険 金 額	A	2,000万	3,000万	5,000万	7,500万	1億
	B	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限
	C	300万	300万	300万	300万	300万
	D	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万	1,000万
	E	1億	1億	1億	1億	1億
	F	20万	20万	30万	30万	30万
	G	5万	5万	5万	5万	5万
保険料	17,290	18,020	20,030	21,860	23,680	

【2011年度 北京大学短期協定留学 予定日程表】

	月 日	都市名	午前	午後	夜	食事
1	2012年 2月26日	日 成田 発 北京 着	12:45 成田国際空港 第1ターミナルビル 出発ロビー集合 15:15 中国国際航空【CA926便】にて北京へ【所要:約3時間55分】 18:10 北京到着後、専用バスにて北京大学へ。入寮手続き。			機一
2	27日	月 北京	8:00-10:00 クラス分け試験	14:00-16:00 オリエンテーション		---
3	28日	火 //	中国語授業	昼: 歓迎招待会		一昼一
4	29日	水 //	8:00-11:50	◇天壇公園、虹橋市場		---
5	3月1日	木 //	(50分×4コマ)	文化講座		---
6	2日	金 //	2科目「口语」「汉语」		全体学生交流会	---夕
7	3日	土 //	午前: 天安門広場 ◇故宮博物院 見学 午後: 自由行動			---
8	4日	日 北京⇔天津	■北京大学企画 OP ツアー【天津日帰り】*別紙参照 お一人様 約350元 (最少催行人員10名:費用は現地払い) 専用バス利用予定: 予定見学地(周恩来鄧穎超記念館・天津戯劇博物館・南市食品街・古文化街) ●不参加の場合は、自由行動			一(昼)一
9	5日	月 //		◆補講①		---
10	6日	火 //	中国語授業			---
11	7日	水 //	8:00-11:50	◆補講②	◇雑技鑑賞	---
12	8日	木 //	(50分×4コマ)	文化講座		---
13	9日	金 夜:北京発	2科目「口语」「汉语」			---
14	10日	土 朝:大同着	■北京大学企画 OP ツアー【大同3泊4日(車中泊2泊)】*別紙参照 お一人様 約1,350元 (最少催行人員10名:費用は現地払い) 9日夜 北京発/12日朝 北京着 往復とも夜行列車利用予定、現地ホテル1泊 見学予定地(雲崗石窟・華嚴寺・善化寺・九竜壁・応県木塔・懸空寺等) ●不参加の場合は、自由行動			(朝昼夕)
15	11日	日 夜:大同発				(朝昼夕)
16	12日	月 朝:北京着	休講(大同ツアーのため)			---
17	13日	火 //	中国語授業 8:00-11:50	★企業訪問	日程変更の可能性あり	---
18	14日	水 //	(50分×4コマ)		◇京劇鑑賞	---
19	15日	木 //	2科目「口语」「汉语」	◆補講③		---
20	16日	金 //	[3/14 記念撮影]		★家庭訪問	---夕
21	17日	土 //	◇万里の長城(八達嶺) 見学			一昼一
22	18日	日 //	終日: 自由行動			---
23	19日	月 //	中国語授業	◆補講④		---
24	20日	火 //	8:00-11:50			---
25	21日	水 //	(50分×4コマ)	◇盧溝橋 見学		---
26	22日	木 //	2科目「口语」「汉语」			---
27	23日	金 //	修了試験			---
28	24日	土 //	終日: 自由行動			---
29	25日	日 北京 発 成田 着	6:00 北京大学 宿舍出発 ⇒ 7:00 前後 北京首都国際空港 到着 9:25 中国国際航空【CA925便】にて帰国の途へ【所要:約3時間30分】 13:55 成田国際空港到着後、解散 (時差:現地時間+1時間)			一機

※上記日程の順序は、中国側の諸事情、団体統括者の方とのお打ち合わせ等で変更される場合があります。上記国際線の便名・時間は、中国国際航空利用の場合です。最終日程表は、出発前の説明会にてご連絡します。

※略称記号: 朝=朝食、昼=昼食、夕=夕食、弁=弁当、機=機内食、--=無し(ご自身で手配)、OP=オプション
市内見学/◇: 入場観光、下線: 下車観光

※上記日程表中の□枠以外は、北京大学春季プログラム(日本からの参加者)に参加されるお客様全員で行います。

マイエデュ オリジナル企画

企業訪問

北京に進出している日系企業や中国系企業を訪問します。職場環境の視察や、社員の方から中国でのビジネスの魅力や体験などをお話ししてもらう予定です。日程・訪問企業は、後日お知らせ致します。

補講

補講(中国語)は2時間/回×4回=8時間。北京大学学生が担当予定。北京大学学生1名に対して日本側学生2~3名を予定しています。但し、北京大学学生のスケジュールにより日程が変更になる場合があります。現地にて日程調整を行います。必ず4回行っていただきます。個人的な交際費(食事、交通費等)は、自己負担となります。

家庭訪問

北京大学関係者の方のご自宅にグループで訪問して一緒に食事をします。過去に外国人留学生を受け入れたことのある家庭がほとんどです。

■北京大学企画オプションツアー■

下記ツアーは北京大学が企画するオプションツアーです。参加希望者は、現地で正式な申し込みをし、旅費を北京大学へお支払いいただきます。当社に研修申込みの際、オプションツアーの参加の希望を参加申込書にご記入いただきますが、これはあくまでも大学が参加人数を見込むためのものです。

天津日帰りツアー

お一人様 約 350 元 (約 5,000 円) 最少催行人員 10 名

3/4(日)朝 北京発→天津着発→夕刻 北京着
*専用バスで移動(片道約2時間)

[見学地]

周恩来鄧穎超記念館＝周恩来が青年時代に学んだ南開学校を記念館として 1978 年に創設。天津、日本、ヨーロッパでの勉学、革命活動に関する文献や写真等を展示。

天津戯劇博物館＝もとは 1907 年創建の広東会館。改修して中国初の演劇博物館。奥は劇場で、舞台や客席の造りは重厚。清末民初の有名な京劇役者たちが多く出演した。

南市食品街＝旧城内にある宮殿風外観の巨大食品街。天津名物の包子や麻花がある。

古文化街＝古い中国様式の建物を再現した伝統的な趣ある雰囲気のあるショッピング街。泥人形や楊柳青年画が名産。



南市食品街 (天津)

大同ツアー (3泊4日:車中泊2泊)

お一人様 約 1,350 元 (約 19,000 円) 最少催行人員 10 名

3/9(金)夜 北京発→3/10(土)朝 大同着 (夜行列車 2等寝台利用予定)

[大同滞在:ホテル1泊(2人部屋)]

3/11(日)夜 大同発→3/12(月)朝 北京着 (夜行列車 2等寝台利用予定)

[予定見学地]

大同は古い歴史を持ち、嘗ては北魏王朝の都、遼と金時代の脇都として、中国歴代の軍事要衝になっていました。古代漢民族と少数民族が頻繁に行き来していた都市です。独特な北国風情、数多くの名所旧跡があります。現在は、石炭の街としても有名。北京とは趣の異なる地方都市を見学します。

雲崗石窟＝敦煌・龍門と並ぶ中国三大石窟の一つ。仏教芸術の宝庫として貴重な摩崖仏群。

華嚴寺＝遼・金時代の中国華嚴宗の重要な寺院の一つ。雄大莊嚴。大雄宝殿は中国現存の中では最大の古代仏殿の一つ。

善化寺＝遼・金時代の重要な寺院。釘を一本も使わずに建てられている。

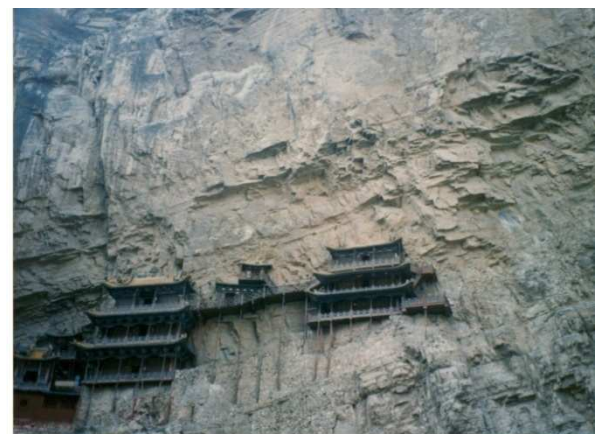
九龍壁＝中国最大の九匹の龍を描いた壁。

応県木塔＝北魏時代に建てられた中国現存最古の木造の塔。

懸空寺＝垂直に切り立った崖に沿って建てられた険しさと雄大さをもつ寺院。



雲崗石窟 (大同)



懸空寺 (大同)

1. 北京大学が現地の旅行社等に委託して実施するものであり、当社の旅行条件は適用されません。
2. 現地到着後あらためて、大学が提示するツアー代金の金額、ツアー内容の詳細等をアドバイザーが大学に代わってご説明いたしますので、現地にて代金を添えて大学へお申し込みいただきます。その際、アドバイザーが皆様から代金をお預かりして大学へ納めますが、アドバイザーが手数料をいただくことはありません。
3. 参加を取り消すときに取消料が必要な場合があります。詳細は、現地にてお申し込みの際にお確かめください。
4. ツアー代金の金額はあくまで目安です。ホテルでの宿泊を伴う場合は、2人部屋に2人ずつを基準にしています。参加人数その他の要因により、金額は変動することがあります。
5. 参加者が規定の人数に達しない場合は、催行中止となる場合があります。

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面

前掲の企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)(旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 受注型企画旅行契約

「2011年度 北京大学短期協定留学」は、(株)毎日エデュケーション(東京都知事登録旅行業第3-6134号、以下「当社」という)が請け負う「受注型企画旅行契約」になります。「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、お客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込み

- 当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込みとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出して頂きます。但し、今回は申込金免除とし、申込書の提出にて契約成立とします。
- 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- 当社の業務上の都合があるとき。
- お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

4. 契約の成立時期

- 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金30,000円を受領した時に成立しますが、今回は申込金免除とし、申込書の提出にて契約成立とします。
- 当社は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

5. 契約書面の交付

- 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。契約書面は、当パンフレット、本旅行条件書などにより構成されます。
- 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更の求めがあった場合は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときには、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

- お客様から取消料をいただく場合
①お客様は、企画書面記載の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- | 旅行契約の解除期日(取消日) | 取消料(お一人様) |
|---|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降3日目に当たる日まで | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前々日以降から当日まで | 旅行代金の50% |
| 旅行開始日の無連絡不参加、又は旅行開始後の解除 | 旅行代金の100% |
- ②当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。
(注意) 取消しの時点で、既に中国ビザの申請手続きが終了しているときは、渡航手数料、中国ビザ申請実費を申し受けます。
 - お客様から取消料をいただかない場合
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ①当社によって契約内容が変更されたとき。但し、その変更が旅程保証の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限る。
- ②旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
- ⑦当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10. 当社の責任

- 当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に 대하여 通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11. 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)別紙特別補償規程により、
・死亡補償金 海外旅行2500万円、国内旅行1500万円
・後遺障害補償金 上記死亡補償金額を上限

- ・入院見舞金 入院日数により海外旅行 4～40 万円、国内旅行 2～20 万円
 - ・通院見舞金 通院日数により海外旅行 2～10 万円、国内旅行 1～5 万円
- 携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度(ただし、1 個又は 1 対についての補償限度は、10 万円です。)として払います。

当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われぬ旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とは致しません。

12. 旅程補償

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

当社は、下記の表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。

- ①天災地変 ②戦乱 ③暴動 ④官公署の命令
- ⑤欠航、不通、休業等の運送機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ⑦お客様の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の各室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0	2.0

(注 1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

(注 2) 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

(注 3) 第③号又は第④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

(注 4) 第④号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

13. お客様の責任

- ① お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- ② お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- ③ お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. お客様が出発までに実施する事項

① 旅券・査証について

○旅券(パスポート)・査証:

この研修は、15 日間以上となるため中国査証の取得が必要です。

中国査証取得にあたり、パスポートの残存有効期間は、2012 年 8 月上旬までが必要です。

○現在お持ちの旅券が今回の研修に有効かどうかの確認、旅券取得はおお客様の責任で行ってください。中国査証取得代行については、代行手数料をいただいております。

② 予防接種:この研修では、予防接種証明書は義務付けられておりません。

15. 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、

厚生労働省検疫感染症情報ホームページ:<http://www.forth.go.jp/>でご確認ください。

16. 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ:<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

17. 渡航先に危険情報が発出された場合の催行中止について

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

外務省「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行の催行を中止する場合があります。その場合は旅行代金を全額返金します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して、旅行を催行できる場合は、契約責任者と相談のうえ決定いたします。催行決定後、お客様が旅行を取りやめられると当社は所定の取消料をいただきます。

18. お買い物について

買い物は、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

19. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

20. 燃油サーチャージについて

- (1) 燃油サーチャージは、旅行代金に含まれております。
- (2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客様の同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。
- (3) お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。但し、燃油サーチャージについて取引条件の説明および必要書面の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

21. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、留学・旅行申込みの際に提出された、参加申込書に記載された個人情報(過去に取得したものを含みます)について、お客様との連絡に利用させていただき、お客様が申込みいただきました留学・旅行について入学手続き及び運送・宿泊機関等の提供するサービス手配及びそれらのサービスの受領するための手続きに必要な範囲内で利用させていただき

(2) 外部委託について

当社は旅行業及び留学支援事業に関わる円滑なサービスを提供するため、また、円滑かつ効率的な事業活動を遂行するため、個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認める委託先に個人情報を預託することがあります。また、当該預託先における管理については必要かつ適切な監督を行います。

(3) 個人情報の変更および訂正について

お申込み時に提供された情報の変更・訂正・削除のお申し出は、ご本人からの要請であることを確認し、遅滞なく行います。

(4) 個人情報に関する相談、苦情、開示請求

㈸毎日エデュケーション 個人情報管理責任者

TEL:03-6267-4188 FAX:03-3215-8293

E-mail: overseas@myedu.co.jp

22. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

●オプションツアー(天津・大同)

北京大学が現地の旅行会社等に委託して実施するものであり、当社の旅行条件、特別補償は適用されません。当社にお申し込みの際に、オプションツアー参加の希望を申込書に記入して頂きますが、これは正式な申込みではなく、あくまでも参加人数を見込むためのものです。現地到着後、改めて北京大学が提示するツアー内容の詳細をアドバイザーが大学に代わってご案内します。参加希望の方は、ツアー代金を北京大学にお支払い下さい。その際、アドバイザーが皆様から代金をお預かりして大学へ支払いますが、手数料等を頂くことはありません。また、参加者が規定の人数に達しない場合は、催行中止となる場合があります。

2011年度 北京大学春期短期留学プログラム参加申し込み方法

1. 出願受付

期間 11月7日(月)～11月11日(金)
時間 平日 9:00～17:00 (11:30～12:30除く)
土 9:00～12:00
場所 国際教育センター国際課(1号館2階)

2. 最少催行人員

15名(毎日エデュケーション募集の北京大学コース合計人数)
*催行決定の場合、成蹊大学生1名様より参加可能

3. 出願資格

次の条件を満たす者

- ① 学部および大学院の正規生
- ② 派遣時まで中国語学習歴が1年以上ある者
- ③ 学習意欲があり、短期留学派遣生として適切な行動がとれる者
- ④ 心身ともに健康な者 *持病や健康上の不安がある者は、かかりつけの医師等に事前に相談しておくこと。
- ⑤ 下記「9. 事前・事後指導」(1)のレポートを提出し、(2)のすべてに出席可能な者
*やむをえない事情で欠席する場合は事前に届け出ること

4. 出願書類

- ① 「春期短期留学プログラム願書および誓約書」
- ② 成績証明書
- ③ 中国語検定、HSK等の試験結果のコピー(有する者のみ)
- ④ 大学保健室のHPで閲覧できる健診結果(今年度4月以降に受診したものを印刷したもの)(A4版)

5. 選考

出願書類を総合的に判断の上、選考を行ない、派遣候補者を決定

6. 結果発表

11月24日(木) 国際教育センター掲示板(本館北側)に発表

7. 支援体制

北京大学スタッフによる全体的な指導および、成蹊大学、(株)毎日エデュケーションとの連絡体制により実施される。

8. 単位認定

プログラム終了時に行なわれる試験等において一定の成績を修めた者についてのみ、各学部教授会が適当と認める授業科目および単位に読み替えて認定される。

9. 事前・事後指導

(1)オリエンテーション及び事前学習を下記の日程で行なう。

第1回 12月8日(木) 12:15～13:00(昼休み)

第2回 2月6日(月) 10:00～12:00、13:00～14:30

(2)フィードバックのためのレポートを帰国後提出すること。(A4・2枚程度)

■申し込みおよび参加費用の支払い:

参加申込書: 短期留学が承認された方は、毎日エデュケーションの参加申込書をお渡しします。必要事項をご記入の上、12月8日(木)までに国際教育センター国際課へご提出ください。なお、申込金は不要です。パスポートをお持ちの方は、パスポートコピーも一緒にご提出ください。

参加費用のお支払い: 出発の約1ヵ月前に毎日エデュケーションより請求書をご送付致します。金額をご確認うえ、2月10日(金)迄に最寄りの銀行よりお振込み下さい。

旅行企画・実施及びお申し込み先

(株)毎日エデュケーション

留学支援事業部 中国語圏チーム

100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

担当: 鳥居 透 (トリ トル)

TEL: 03-6267-4188 FAX: 03-3215-8293

E-mail: toru_torii@myedu.co.jp

URL: <http://ryugaku.myedu.jp>

東京都知事登録旅行業第3-6134号 一般社団法人日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者: 鳥居 透

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

問い合わせ先

成蹊学園 国際教育センター

国際課

TEL: 0422-37-3536

FAX: 0422-37-3865

E-mail: siis@jim.seikei.ac.jp

URL: <http://www.seikei.ac.jp/siis/>